

平成26年4月22日開会

平成26年4月22日閉会

平成26年三宅町議会 第2回臨時会会議録

三宅町議会

平成26年4月三宅町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	3
第 1 号 (4月22日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	8
町長挨拶	8
開会の宣告	8
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第29号、承認第1号～承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
諮問第1号の上程、説明、採決	14
議長の辞職について	14
日程の追加	15
選挙第1号 議長の選挙	15
日程の追加	18
副議長の辞職について	18
日程の追加	18
選挙第2号 副議長の選挙	19
日程の追加	21
選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任	21
日程の追加	21
選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任	22
各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告	22

日程の追加	22
選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	23
日程の追加	24
選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙	24
監査委員の辞任について	25
日程の追加	26
同意第5号の上程、説明、採決	26
町長挨拶	26
閉会の宣告	27
署名議員	29

三宅町告示第54号

平成26年4月三宅町議会第2回臨時会を
次のとおり招集する

平成26年4月14日

三宅町長 志野孝光

記

1. 招集日時 平成26年4月22日 火曜日
午前10時00分開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算について
 - (2) (専決処分事項報告) 平成25年度三宅町一般会計第8回補正
予算について
 - (3) (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条
例の制定について
 - (4) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の制定について

- (5) (専決処分事項報告) 三宅町公の施設指定管理者選定審査会設置条例の制定について
- (6) (専決処分事項報告) 三宅町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について
- (7) (専決処分事項報告) 三宅町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について
- (8) (専決処分事項報告) 三宅町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
- (9) (専決処分事項報告) 三宅町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の制定について
- (10) (専決処分事項報告) 三宅町健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- (11) (専決処分事項報告) 三宅町障害者計画等策定委員会設置条例の制定について
- (12) (専決処分事項報告) 三宅町立学校評議員設置条例の制定について
- (13) (専決処分事項報告) 三宅町学校給食運営委員会設置条例の制定について
- (14) (専決処分事項報告) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) (専決処分事項報告) 三宅町消防基金設置条例の制定について
- (16) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (17) 議長の辞職について

平成26年4月三宅町議会第2回臨時会

会期日程表

平成26年4月22日火曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	4月22日 火曜日	午前10時00分	臨時会開会

平成26年4月三宅町議会第2回臨時会

招集の日時 平成26年4月22日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
廣瀬規矩次	馬場武信	松田睦男
池本久隆	辰巳勝秀	梅本勝久

欠席議員数(1名)

中尾正巳

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
教育委員長	吉岡藍一	教育長	土江義仁
未来創造部長	東浦一人	総務部長	中川章
健康子ども部長	中田進	くらし創造部長	松本幹彦
土木環境部長	岡本豊彦	幼児園園長	吉井五十鈴
教育委員会次長	吉田明宏	会計管理者	向井理則

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山田恵二	モニター室係	森本典秀
モニター室係	堀川佳則	モニター室係	増田翔

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員 梅本勝久 1番議員 渡辺哲久

平成26年4月三宅町議会第2回臨時会

議 事 日 程

平成26年4月22日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第29号 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算について
- 日程第4 承認第1号 (専決処分事項報告) 平成25年度三宅町一般会計第8回補正予算について
- 日程第5 承認第2号 (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 承認第3号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町公の施設指定管理者選定審査会設置条例の制定について
- 日程第8 承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について
- 日程第9 承認第6号 (専決処分事項報告) 三宅町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について
- 日程第10 承認第7号 (専決処分事項報告) 三宅町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
- 日程第11 承認第8号 (専決処分事項報告) 三宅町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の制定について
- 日程第12 承認第9号 (専決処分事項報告) 三宅町健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第13 承認第10号 (専決処分事項報告) 三宅町障害者計画等策定委員会設置条例の制定について

- 日程第14 承認第11号 (専決処分事項報告) 三宅町立学校評議員設置条例の制定について
- 日程第15 承認第12号 (専決処分事項報告) 三宅町学校給食運営委員会設置条例の制定について
- 日程第16 承認第13号 (専決処分事項報告) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 承認第14号 (専決処分事項報告) 三宅町消防基金設置条例の制定について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議長の辞職について
- 日程第20 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第21 副議長の辞職について
- 日程第22 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第23 選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任
- 日程第24 選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任
- 日程第25 選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
- 日程第26 選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙
- 日程第27 同意第5号 監査委員の選任について

◎議長挨拶

○議長（馬場武信君） 皆さん、おはようございます。少し早いですが、全員そろっておりますので、会議を始めます。

本日、平成26年4月三宅町議会第2回臨時会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中、ご出席賜りまして、心から御礼申し上げる次第です。

本日提案されております議案につきましては、平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを初めとする議案1件、専決処分事項報告の承認14件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件と、議会人事を中心に審議をお願いいたします。

円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成26年4月三宅町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時議会に提案いたしておりますのは、補正予算案1件、補正予算の専決処分案1件、条例制定等の専決処分案13件、諮問案1件の計16案件であります。何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議会からは、議長の辞任によります役職の選出が予定されておるところであり、円滑な議事運営を行っていただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（馬場武信君） ありがとうございます。

初めに、4番議員、中尾正巳君より、病気療養のための本日の欠席届が出ていることをご報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成26年4月三宅町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場武信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により10番議員、梅本勝久君及び1番議員、渡辺哲久君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場武信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

これより議事に入ります。

◎議案第29号、承認第1号～承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） お諮りいたします。

日程第3、議案第29号 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより、日程第17、承認第14号（専決処分事項報告）三宅町消防基金設置条例の制定についてまでの議案1件、承認14件を一括上程したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場武信君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第29号 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算については、歳入で雑入643万3,000円の増額は、さきの3月議会において可決いただきました個人事業主からの源泉所得税の徴収漏れの町からの立てかえ払いの所得税返還金の補正予算を行ったものであり、歳出の予備費643万3,000円の増額は、歳入の財源調整を図るべく補正予算を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの643万3,000円を増額し、予算総額を31億6,343万3,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

次に、承認第1号（専決処分事項報告）平成25年度三宅町一般会計第8回補正予算については、歳入で配当割交付金323万5,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金962万円の増額、地方交付税並びに特別交付税合わせて1,953万1,000円の増額、雑入の6,826万6,000円の増額については、平成25年度に山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分による山辺広域からの返還金が生じたものであり、おおのの交付額並びに決算見込み額の確定に伴う補正を行ったものであります。

歳出の総務費の財産管理費129万9,000円の減額は、さきの3月定例会最終日に説明いたしました庁舎補修業務を見送ることとしたものであり、財政調整基金積立金として1億626万7,000円の増額を行い、教育費の中学校費においては、式下中学校組合負担金確定により462万3,000円の減額を行い、予備費においては30万7,000円の増額を図っております。また、今回の補正予算案中、三宅1号線インターチェンジ関連事業を新年度に繰り越し、事業を実施するものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの1億65万2,000円の増額を行い、予算総額を33億5,075万9,000円とする補正予算が必要となり、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

次に、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、年度末の退職並びに新規職員の採用等で職員数に変動があったことに伴い、条例の改正が生じたため、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

次に、承認第3号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令についても同日に公布され、法、政令ともに4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、国民健康保険税の高齢者支援金等の基礎課税額の上限を2万円、介護納付金基礎課税額の上限を2万円引き上げ、16万円、14万円とする改正、地方税法施行規則の改正に伴う条ずれを修正するための改正及び税軽減の判定において5割軽減の際、人数別所得上限額に納付義務者について人数から除いていたものを加えることとする改正、また、2割軽減の判定上限額を世帯所属者1名につき35万円の加算から45万円の加算に引き上げることとする条例の改正が生じたため、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

次に、承認第4号（専決処分事項報告）三宅町公の施設指定管理者選定審査会設置条例の制定について、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について、承認第6号（専決処分事項報告）三宅町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について、承認第7号（専決処分事項報告）三宅町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について、承認第8号（専決処分事項報告）三宅町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の制定について、承認第9号（専決処分事項報告）三宅町健康づくり推進協議会設置条例の制定について、承認第10号（専決処分事項報告）三宅町障害者計画等策定委員会設置条例の制定について、承認第11号（専決処分事項報告）三宅町立学校評議員設置条例の制定について、承認第12号（専決処分事項報告）三宅町学校給食運営委員会設置条例の制定について、承認第13号（専決処分事項報告）特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第138条の4第3項の規定により、執行機関に附属機関を置くこととされており、このたび精査、検討を行ったことから、条例の設置及び改正が生じたため、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

次に、承認第14号（専決処分事項報告）三宅町消防基金設置条例の制定については、平成25年度における山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分による返還金をもとに、今後の三宅町消防行政において、消防施設等の整備充実を図ることを目的とした基金の設置が生じたため、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

以上が今臨時会に提出いたしました議案1件、承認案14件の概要説明でありますので、よ

ろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりました。

質疑に入りますが、日程第3、議案第29号 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより、日程第17、承認第14号（専決処分事項報告）三宅町消防基金設置条例の制定についてまでの議案1件、承認14件の総括質疑はありませんでしたので、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第29号 平成26年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第4、承認第1号（専決処分事項報告）平成25年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第6、承認第3号(専決処分事項報告)三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第7、承認第4号(専決処分事項報告)三宅町公の施設指定管理者選定審査会設置条例の制定についてより、日程第16、承認第13号(専決処分事項報告)特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認10件を一括採決します。

この採決は起立で行います。

本承認10件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第17、承認第14号(専決処分事項報告)三宅町消防基金設置条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（馬場武信君） お諮りします。

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員が平成26年6月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所、_____

氏名、乾 正史。

生年月日、_____

乾さんにつきましては、新たな推薦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に上程されました議案は全て議了いたしました。

終わりにになりましたが、先般、私は議長の辞職願を提出しており、この際、退席いたしますので、川口副議長に議長の職務代行をお願いいたします。川口副議長、よろしく。

◎議長の辞職について

○副議長（川口靖夫君） ただいまから、議長代行を務めさせていただきます。

日程第19、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、馬場武信君の退場を求めます。

(馬場議員退場)

○副議長(川口靖夫君) お諮りいたします。

馬場武信君の議長の辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川口靖夫君) 異議なしと認めます。

よって、馬場武信君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議場に戻っていただきます。

(馬場議員入場)

◎日程の追加

○副議長(川口靖夫君) ただいま議長が辞職されました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第20、選挙第1号として議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川口靖夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第20、選挙第1号として議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号 議長の選挙

○副議長(川口靖夫君) 追加日程第20、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長(川口靖夫君) 投票の声が上がりました。ただいま投票の声が上がりましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(川口靖夫君) ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらく

くお待ちください。

ただいまの出席議員数は9人でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、渡辺哲久議員及び2番、植村ケイ子議員を指名いたします。

続きまして、投票用紙をお配りいたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(川口靖夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川口靖夫君) 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○副議長(川口靖夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票、お願いいたします。

(投票)

○副議長(川口靖夫君) 投票漏れはありませんか、皆さん。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○副議長(川口靖夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、渡辺哲久議員及び2番、植村ケイ子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(川口靖夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票なし。有効投票のうち、廣瀬規矩次君6票、松田睦男君2票、池本久隆君1票。

以上のとおりです。

この選挙の決定得票数は3票でございます。したがって、廣瀬規矩次君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（川口靖夫君） ただいま議長に当選されました廣瀬規矩次君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

廣瀬規矩次君より当選受諾及び就任の挨拶がございます。どうぞ。

○議長（廣瀬規矩次君） このたびの議長選におきまして、私を推挙していただきまして本当に感謝を申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。ことしは、皆さんもご存じのとおり、三宅町政の40周年の節目の年に当たります。しかしながら、三宅町の人口の減少や、あるいは農業、商業、そして工業等において幾らかの課題があることも私は承知をいたしておりますが、ことしは、またありがたいことに京奈和自動車道のいわゆる北大和道路13.8キロの供用開始をされます。そして、都市計画道路、あるいは石見駅前の整備ということで、それらの進捗について明るい夢もございます。精いっぱい三宅町の繁栄と発展のために尽力をいたす覚悟でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

また、議会は、予算、決算並びに条例の議決をする最高の機関であります。執行する行政が住民の意に沿っているかどうかを調査、監視し、そして、場合によっては意見の具申や、あるいは進言、助言をする、そういう重要な役割をも果たしています。町長と議会というのは、おのおの立場は違いますけれども、お互いが尊重をし合って、そして、よりよい三宅町の町づくりを推進していきたいと、このようにも考えております。議員の皆さんにおかれましても、我々議員においても、資質を高め、そして研さんを重ねて、そして信頼される開かれた議会運営をやっていききたい、このように尽力をしていききたいと、このようにも思っております。

いろいろ私の抱負、また、皆さんにお願いを申し上げましたけれども、どうかこのことをご理解をいただき、そして、ご協力を賜りますように、皆様のご協力のほどをよろしく願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（川口靖夫君） ありがとうございました。

新議長が決定いたしましたので、私、議長を交代し、申し合わせにより私も副議長の辞職願を提出しますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、新議長、壇上へ。

(議長交代)

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） 議長なりたてでございまして、不手際がありましても、どうかご容赦をいただきたいと思います。

ただいま、副議長の川口靖夫君より副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。

副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第21、副議長の辞職を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第21、副議長の辞職を議題とすることに決定いたしました。

◎副議長の辞職について

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第21、副議長の辞職を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、川口靖夫君の退場を求めます。

（川口議員退場）

○議長（廣瀬規矩次君） 副議長の辞職についてお諮りいたします。

副議長の川口靖夫君の辞職願の朗読を省略し、副議長の辞職を許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の川口靖夫君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

議場に戻っていただきます。

（川口議員入場）

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま副議長が辞職をされました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第22、選挙第2号として選挙を行いたいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第22、選挙第2号 副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長(廣瀬規矩次君) 追加日程第22、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしましょう。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めさせていただきます。

(議場閉鎖)

○議長(廣瀬規矩次君) ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番議員、川口靖夫議員、6番議員、馬場武信議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

(投票用紙配付)

○議長(廣瀬規矩次君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(廣瀬規矩次君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(廣瀬規矩次君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、川口靖夫議員及び6番、馬場武信議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（廣瀬規矩次君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票が9票で無効はゼロでございます。有効投票のうち、渡辺哲久議員6票、中尾議員2票、池本久隆議員が1票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、渡辺哲久君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開いてください。

(議場開鎖)

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま副議長に当選されました渡辺哲久君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

渡辺哲久君より当選受諾及び就任挨拶があります。お願いします。

○副議長（渡辺哲久君） 先ほど廣瀬議長からも話がありましたように、三宅町の町づくりは、これから大きな転機に入ります。ある意味、チャンスでもあります。この町づくりを行政、議会、住民一緒になってどう前へ進めていくのか。高齢化、少子化が進む中で、決して万全の解決策が見えているわけではありません。こういうときであるからこそ、住民の力をかりて住民の自治の活動と行政、議会が協力して町づくりを進めていく、そのために議会の果たす役割も大きいと思います。

住民の人たちと議会が積極的に対話をし、意見を交わし、よりよき三宅町の未来をつくる、その町づくりのための構想を出し合って、よいプランをつくり上げて実際に町づくりを進めていく、その住民自治の力を育てていくために、議会のサイドから副議長として頑張っていきたいと思います。どうか皆様のご協力をお願いして、私も一生懸命やりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま渡辺副議長の挨拶が終わりました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開の予定は11時0分の予定といたしたいと、このように思います。

(午前10時58分)

○議長（廣瀬規矩次君） ただいまより会議を再開いたします。

(午前10時58分)

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） 三宅町議会常任委員会委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、三宅町議会常任委員会委員の選任を日程に追加することに決定いたしました。

◎選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第23、選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定にもございますが、議長において指名いたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、議長において選任することに決定いたしました。

総務建設委員会委員に池本久隆君、川口靖夫君、馬場武信君、私、廣瀬規矩次、それから中尾正巳君。

それから、福祉文教委員に植村ケイ子さん、それから辰巳勝秀君、渡辺哲久君、梅本勝久君、松田睦男君を選任いたします。

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） 三宅町議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認めます。

よって、三宅町議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定をいたしました。

◎選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長(廣瀬規矩次君) 追加日程第24、選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定にもございますが、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長において選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に渡辺哲久君、植村ケイ子さん、川口靖夫君、中尾正巳君、馬場武信君、松田睦男君、池本久隆君、辰巳勝秀君、梅本勝久君を選任いたしたいと思えます。

◎各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告

○議長(廣瀬規矩次君) 次に、休憩中に各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされましたので、報告をいたします。

総務建設委員長には池本久隆君、副委員長には川口靖夫君。

福祉文教委員長には植村ケイ子さん、副委員長には辰巳勝秀君。

議会運営委員会委員長には馬場武信君、それから副委員長には池本久隆君。

以上を報告いたします。

◎日程の追加

○議長(廣瀬規矩次君) なお、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認めます。

よって、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定をいたしました。

◎選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第25、選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名をいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

式下中学校組合議員に植村ケイ子さん、辰巳勝秀君、渡辺哲久君、それに私、廣瀬規矩次を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました植村ケイ子さん、辰巳勝秀君、渡辺哲久君、それに私、廣瀬規矩次を式下中学校組合議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

松田議員。

○7番（松田睦男君） これは申し合わせで式下中学校組合議会議員は、正副議長、総務建設、福祉文教、そこから1名ずつという今までの申し合わせになっていましたが、今回、なぜそこで交代されたんですか、変えられたんですか。

○議長（廣瀬規矩次君） 私が聞き及んでいるのは、福祉文教委員長及び副委員長、そして議長、副議長、このように申し合わせで聞いております。

○7番（松田睦男君） これを見てくださいよ。備考欄にきちっと書いてあるでしょうが。正

副議長、総務委員、福祉委員、備考欄にちゃんと書いてあるじゃないですか。議長、どこで。

○議長（廣瀬規矩次君） それ、何年の申し合わせですか、その資料は。

○7番（松田睦男君） 事務局から出したやつじゃないですか、これ。

○議長（廣瀬規矩次君） そしたら、式下中学校組合の議員については、暫時休憩をとって調査をいたしますので、ちょっと控室のほうにお集まりいただきたいと思います。

（午前11時05分）

○議長（廣瀬規矩次君） それでは、また会議を再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（廣瀬規矩次君） 私が先ほど申し上げましたそういう判断に間違いはございませんでした。したがって、ただいま指名いたしました植村ケイ子さん、それから辰巳勝秀君、渡辺哲久君、それから私、廣瀬規矩次が式下中学校組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました植村ケイ子さん、それから辰巳勝秀君、渡辺哲久君、それから廣瀬規矩次が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） なお、国保中央病院組合議会議員の選挙を日程に追加をし、議題といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、国保中央病院組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

◎選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第26、選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名をいたしたいと思います。これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

国保中央病院組合議会議員に渡辺哲久君と私、廣瀬規矩次を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渡辺哲久君、私、廣瀬規矩次を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました渡辺哲久君、それから私、廣瀬規矩次が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました渡辺哲久君、廣瀬規矩次が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎監査委員の辞任について

○議長（廣瀬規矩次君） 次に、監査委員の選任でございますが、議会選出監査委員、梅本勝久君より、監査委員の辞任の届けが提出されております。

監査委員辞任について、お諮りをいたします。

地方自治法第117条の規定によって、梅本勝久君の退場を求めます。

（梅本議員退場）

○議長（廣瀬規矩次君） 監査委員、梅本勝久君の監査委員辞任届の朗読を省略して、監査委員の辞任の許可をすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

よって、梅本勝久君の監査委員辞任を許可することに決定いたしました。

議場に戻っていただきます。

(梅本議員入場)

◎日程の追加

○議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

ただいま監査委員が辞任をされましたので、この際、追加議案として監査委員の選任の同意を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（廣瀬規矩次君） ご異議なしと認めます。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第27、同意第5号 監査委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第5号 監査委員の選任について、提案申し上げます。

監査委員に地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所、_____

氏名、馬場武信。

生年月日、_____

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件の同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣瀬規矩次君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、志野町長よりご挨拶をお願いいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回臨時会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算1件、補正予算の専決処分1件、条例制定等の専決処分13件、諮問1件、計16件の案件について原案どおり可決、承認いただき、厚くお礼を申し上げます。

引き続き、追加日程といたしまして議会の役職の新たな選出が行われ、議長に廣瀬議員が、副議長に渡辺議員が当選され、各常任委員会の正副委員長、委員の選任も行われ、新しい議会構成のもとに町議会がスタートいたしました。

また、報告といたしまして、三宅町の40周年記念事業の一環として、恋人の聖地事業について、NPO法人地域活性化支援センターが行っている地域活性化・少子化対策をテーマとする「恋人の聖地プロジェクト」参画に申請しましたところ、選定委員会において、「歴史と愛の町 屯倉」を恋人の聖地として選定され、平成26年4月1日より活動することを承認していただきました。これを機に地域の新たな魅力づくりを行い、観光誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

地方公共団体を取り巻く状況は、依然として厳しいものでありますが、議員皆様方とともに町政の発展と町民生活の向上を目指し、円滑な町政の運営に取り組んでまいり所存でございますので、今後とも議員の皆様方におかれましても、格段のご理解とご協力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） これをもちまして、第2回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員